

病児保育事業が

「幼児教育・保育の無償化」の対象になる場合があります。

※下記フローに関わらず、市民税非課税の世帯は、これまでどおり利用料は無料です。

認可保育所・認定こども園・幼稚園・企業主導型保育事業の在園児（通常入園している）である。

はい

病児保育事業は
無償化の対象外です。

いいえ

就労等の要件

「保育の必要性」がある。

はい

その年の4月1日時点で
3歳～5歳である。

いいえ

病児保育事業は
無償化の対象外です。

はい

無償化の対象です。

いいえ

病児保育事業は
無償化の対象外です。

◆他の施設（認可外保育施設・一時預かり事業など）をご利用の場合、複数施設を併用した場合でも、月の上限額（37,000円）までは無償化の対象になります。

他の施設からリーフレットや「子育てのための施設等利用給付申請のてびき」を受け取り、既に申請を行っている場合は、新たな手続きは必要ありません。

◆上記のフローで「無償化の対象」になる場合で、他の施設等で申請を行っていない場合は、病児保育の利用時に病院の受付にお声掛けいただくか、保育・幼稚園課までご連絡ください。

認可保育所や、認定こども園等の「一時預かり事業」を利用している場合は、月の上限額（37,000円）までは、病児保育事業も無償化の対象になります。

通常の「在園児」として、認可保育所や、認定こども園等へ入園している場合は、病児保育事業は無償化の対象外です。また幼稚園、企業主導型保育事業の在園児も同様に対象外です。

◆3ヶ月に1回、松山市に対してご請求いただくことになりますので、病児保育施設が発行する領収書を大切に保管してください。請求方法については、利用している施設にお問い合わせください。